

に狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。なお、休猟区の指定期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区を新たな休猟区に指定するよう努めるものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

7 鳥獣保護区の整備等

(1) 管理施設、利用施設の整備

鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。

① 管理施設の整備

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努めるものとする。

② 利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。

(2) 保全事業の実施

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

なおその場合には、鳥獣保護事業計画に以下の事項を記載することとする。

① 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方

② 鳥獣保護事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）

また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図るものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後

鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。なお、休猟区の指定期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区を新たな休猟区に指定するよう努めるものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとする。

6 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区の整備は、以下の観点に留意しつつ年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮するものとする。

(1) 管理施設の整備

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努めるものとする。

(2) 採餌、営巣等のための環境整備

自然条件を勘案して、それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣等に適するよう採餌、営巣等のための環境の維持及び改善に努めるものとする。

また、身近な鳥獣生息地の保護区では、鳥獣の誘致等のための給餌・給水施設等を生態系への影響に配慮した上で必要に応じ設置するものとする。

(3) 利用施設の整備

鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努めるものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣の保護収容後

- 25 -

の放鳥獣等を除く）に関する事項として、以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣の人工増殖

(1) 希少鳥獣等

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類及びⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに都道府県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、必要に応じて、人工増殖に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条に指定されている狩猟鳥獣（以下「狩猟鳥獣」という。）のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする。この場合、下記の点に配慮するものとする。

① 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。

② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

③ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獣等

(1) 狩猟鳥獣

① 鳥類

1) 基本的考え方

狩猟鳥獣の生息適地であって、当該狩猟鳥獣の増加を図るために必要と認められる箇所においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖等に必要個体を放鳥するものとする。また、その際、猟区及び放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。

2) 放鳥の取扱い

ア 放鳥する鳥獣の種類及び数量

放鳥する鳥獣の種類については、ヤマドリ及びキジ等とする。数量については、鳥獣の生息状況の推移を勘案して、それぞれの鳥獣のおおむね5年後に目標とする生息数を設定し、この目標に達するため必要な羽数とする。

イ 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意するものとする。

a 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥獣の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

b 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査するものとする。

c 放鳥個体の定着率が低い場合にあっては、当該放鳥事業の見直しを行うと

の放鳥獣等を除く）として、以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣の人工増殖

(1) 絶滅のおそれのある鳥獣等

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、都道府県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、必要に応じて、人工増殖に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条に指定されている狩猟鳥獣（以下「狩猟鳥獣」という。）のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等を人工増殖業者等に指導するものとする。この場合、下記の点に配慮するものとする。

① 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。

② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

③ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する個体（同一の亜種のものに限る。）のみを対象とすること。

2 放鳥獣等

(1) 狩猟鳥獣

① 鳥類

1) 基本的考え方

狩猟鳥獣の生息適地であって、当該狩猟鳥獣の増加を図るために必要と認められる箇所においては、放鳥計画を作成し、同計画に基づき繁殖に必要な個体を放鳥するものとする。また、その際、放鳥獣猟区制度の積極的な活用を図るものとする。

2) 放鳥の取扱い

ア 放鳥する鳥獣の種類及び数量

放鳥する鳥獣の種類については、ヤマドリ、キジ等とする。数量については、鳥獣の生息状況の推移を勘案して、それぞれの鳥獣のおおむね5年後に目標とする生息数を設定し、この目標に達するため必要な羽数とする。

イ 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意するものとする。

a 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥獣の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

b 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないこと。

c 人、他の鳥獣に対する病原体を保有するおそれのある鳥獣が生

- 26 -

ともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化などの事業の効果高めるための取組を行うこととする。

d 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないこと。

e 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ及びヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

f 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥すること。

② 哺乳類 (下記(2)に該当する哺乳類を除く。)については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行わないよう指導するものとする。

(2) 希少鳥獣等
環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類及びⅡ類に該当する鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに都道府県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要があるものについては、生活環境及び安全性の確保、放鳥に伴う農林水産業及び生態系への影響、地域個体群への遺伝的攪乱等を検討しつつ、必要に応じて放鳥の実施に努めるものとする。

また、必要に応じその採餌、営巣等のための環境を整備改善するよう努めるものとする。

(3) 外来鳥獣
本来我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣、又は、国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系に係る被害を生じさせている鳥獣については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、行わないよう指導を徹底するものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

息する地域内から放鳥用の個体を捕獲しないこと。

d 放鳥する鳥類が、生息地及び餌の競合、病原体の伝播等により在来種に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。

e 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する個体(同一の亜種に限る。)を放鳥すること。

② 哺乳類
哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行わないよう指導するものとする。

(2) 絶滅のおそれのある鳥獣等
環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、都道府県によるレッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣のうち特に個体数が少なく保護を図る必要があるものについては、生活環境及び安全性の確保、放鳥に伴う農林水産業及び生態系への影響、地域個体群への遺伝的攪乱等を検討しつつ、必要に応じて放鳥の実施に努めるものとする。

また、必要に応じその採餌、営巣等のための環境を整備改善するよう努めるものとする。

(3) 移入鳥獣
移入鳥獣(国内の他地域から導入された鳥獣を含む。)の放鳥については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、行わないよう指導を徹底するものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(有害鳥獣捕獲に係るものに限る。)に関する事項

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

鳥獣保護事業計画には、その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項として以下の事項を盛り込むこととする。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

- 27 -

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定する。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあつては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等を行う場合はこの限りではない。

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であつて、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合
学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(以下第四において「被害」という。)が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合
個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合
上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

有害鳥獣捕獲以外を目的とした鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定する。設定に当たっての基本的考え方及び方針は次のとおりとする。

(1) 基本的考え方

① 許可しない場合の考え方
以下の場合にあつては、許可をしないものとする。

1) 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

2) 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合

3) 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

4) 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

5) 銃猟禁止区域内で銃猟を行う場合であつて、銃猟によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、銃猟禁止区域内における銃猟に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

② 許可の考え方

1) 学術研究を目的とする場合
学術研究(環境省足環を用いる標識調査を含む。)を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

2) 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

3) その他特別な事由を目的とする場合
上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとらるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

- 28 -

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとらぬのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。

- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
- 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
- 4) 愛がんのための飼養の目的
個人が自らの娯楽のために飼養する目的で捕獲する場合
- 5) 繁殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工繁殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
- 6) 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
- 7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合
- 8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ヒゲマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- 鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
- ウ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

エ 愛がんのための飼養の目的

個人が自らの娯楽のために飼養する目的で捕獲する場合

オ 繁殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工繁殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

カ 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

キ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

③ 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、猟具への標識の装着などについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている区域のおそれのある地域団体等について、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び都道府県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする）。

② ツキノワグマの生息地域であつて錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや籠いわなの使用に努めるよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放散が実施できるように、放散体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが極めてある場合として規則第19条で定められた場合を除く。）さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

⑧ 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが極めてある場合として規則第19条で定められた場合を除く。）さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養管理等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあっては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

西日本のツキノワグマや東北地方のニホンザル等生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、特に鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲（以下「有害鳥獣捕獲」という。）と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれのない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

2㊦ 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

㊦ 研究の目的及び内容

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

㊦ 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあっては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

【第四有害鳥獣捕獲の項目より】

3) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方
西日本のツキノワグマや東北地方のニホンザル等生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、特に有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれのない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

(2) 捕獲許可基準の設定方針

それぞれの事由ごとの捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

㊦ 学術研究を目的とする場合

1) 学術研究

㊦ 研究の目的及び内容

次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

㊦ 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

㊦ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）

㊦ 期間

1年以内

㊦ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからエまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

㊦ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

㊦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短時間のうちに脱落するものであること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

次のa からeまでのいずれにも該当するものであること。

a 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

b 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

c 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

d 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

㊦ 許可対象者

鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）

㊦ 期間

1年以内

㊦ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、銃猟禁止区域、銃猟制限区域（銃器を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからエまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

㊦ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

a 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。

b 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

㊦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

a 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

b 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

c 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短時間のうちに脱落するものであること。

2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

㊦ 許可対象者